

佐賀県警察の犯罪手口資料取扱いに関する訓令
(平成26年2月27日佐賀県警察本部訓令第5号)

◎ 概要

犯罪手口資料（手口記録、被害記録）の作成、処理及び取扱いについて、必要な事項を定めたもの。